

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 条 例 ——

- 亀岡市総合計画審議会条例の一部改正
 (夢ビジョン推進課) 4
- ガレリアかめおか条例の一部改正
 (市民協働課) 5
- 亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収
 条例 (国営事業推進課) 6
- 亀岡市放課後児童健全育成事業の実施
 に関する条例の一部改正 (社会教育課) 8

—— 規 則 ——

- 亀岡市総合計画進行管理部会設置規則
 (夢ビジョン推進課) 8
- 亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収
 条例施行規則 (国営事業推進課) 9
- 亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関す
 る条例施行規則の一部改正 (人事課) 13

—— 告 示 ——

- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 13
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 14
- 公示送達 (税務課) 14
- 公示送達 (税務課) 14
- 市民税の寄附金税額控除の対象となる
 寄附金の指定 (税務課) 16
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 16

- 住民基本台帳の職権消除 (市民課) 16
- 放置自転車の撤去、保管
 (桂川・広域交通課) 17
- 住民基本台帳の職権消除 (市民課) 17
- ガレリアかめおか目的外使用許可取扱
 要領の一部改正 (市民協働課) 17
- 市道路線の供用開始に関する告示
 (道路河川課) 18
- 住民基本台帳の職権消除 (市民課) 19

—— 訓 令 ——

- 亀岡市USBメモリ等取扱要綱
 (総務課) 19

—— 公 告 ——

- 捕獲犬の抑留 (環境政策課) 23
- 広告付き番号案内表示機設置事業者の
 決定 (市民課) 23
- 本市職員採用試験の結果 (人事課) 23
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (執行管理課) 24
- 一般競争入札(条件付き)の執行
 (執行管理課) 27
- 農用地利用集積計画の縦覧 (農政課) 30
- 池ノ内・千歳地区活性化計画(変更)
 の公表 (国営事業推進課) 30

監査委員欄

—— 公 表 ——

- 平成23年度財政援助団体監査 31
- 定期監査及び行政監査の結果について 34

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市条例の制定又は改廃、監査の請求並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数 40
- 亀岡市議会の解散請求並びに市長等の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数 40
- 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数 40

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示 41
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 42

市立病院欄

—— 規 程 ——

- 亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部改正 42

公布された条例のあらまし

亀岡市総合計画審議会条例の一部を改正する条例要綱

- 1 委員の構成から議会の議員を除くこととした。
- 2 審議会の所掌事務に策定後の計画推進を加えることとした。
- 3 その他所要の規定整備を図ることとした。
- 4 この条例は、平成24年1月1日から施行することとした。

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例要綱

- 1 ガレリアかめおかのレストラン等の目的外使用料について、固定資産評価額の変動等を適切に反映させるため、その上限額を次のとおりとすることとした。

種 別	単 位	金 額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料（レストラン、物産市場、コンベンションビューロー、介護支援センター）	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の105を乗じ土地使用料を加算した額

- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例要綱

- 1 土地改良法の規定により、亀岡市における国営土地改良事業の負担金及び特別徴収金を徴収することについて、次のとおり必要な事項を定めることとした。
- (1) 市長は、国営土地改良事業に要した費用の一部を受益者から徴収することとした。
 - (2) 負担金の額は、市が負担する額の範囲において、受益者の受益面積を基準として市長が定めることとした。
 - (3) 負担金は、支払期間を15年（据置期間3年を含む。）、利率を年5パーセントとする元利均等年賦支払で原則毎年度3月31日納期限を基本とし、受益者からの申出があった場合は、全部又は一部について一時支払の方法により支払わせ、納期限はその都度市長が定めるものとする事とした。
 - (4) 市長は、受益者が国営土地改良事業の工事完了につき、法に基づく公告があった日から8年を経過する日までの間に、予定した用途以外の用途に供するため所有権の移転をした場合等については、国営土地改良事業に要した費用を基準として特別徴収金を徴収することとした。
- 2 その他所要の規定を設けることとした。
- 3 この条例は、平成24年4月1日から施行することとした。

亀岡市放課後児童健全育成事業の
実施に関する条例の一部を改正す
る条例要綱

- 1 放課後児童健全育成事業の充実を図るため、
新1年生の放課後児童会への入会を、4月1
日（現行は入学式後）からに改めることとし
た。
- 2 この条例は、平成24年4月1日から施行
することとした。

条 例

亀岡市総合計画審議会条例の一部を改正する
条例をここに公布する。

平成23年12月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第22号

亀岡市総合計画審議会条例の一部
を改正する条例

亀岡市総合計画審議会条例（昭和43年亀岡
市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「の策定」の次に「及び推進」を加
える。

第3条第2項中「議会の議員、学識経験者そ
の他住民」を「学識経験者、関係団体の役職員
その他必要と認める者」に改め、同条第3項中
「2年とする」を「2年とし、再任を妨げない」
に改める。

附 則

この条例は、平成24年1月1日から施行す
る。

「揭示済」

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第23号

ガレリアかめおか条例の一部を改正する条例

ガレリアかめおか条例（平成10年亀岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 目的外使用料は、別表第4に掲げる額の範囲内において、市長が定める額とする。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第15条関係）

種 別	単 位	金 額
土地使用料	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の4を乗じた額
建物使用料（レストラン、物産市場、コンベンションビューロー、介護支援センター）	1年	固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の105を乗じ土地使用料を加算した額

備考

- 1 営利を目的とする使用にあつては、上欄の金額の5倍に相当する額とする。
- 2 使用の期間が1年未満の端数を生じる場合には月割で計算し、1月未満の端数が生じる場合は日割計算する。この場合において、使用料の額は、月割にあつては年額を12で除した額とし、日割にあつては年額を365で除した額とする。
- 3 使用の期間が1日未満の場合は1日として計算する。
- 4 使用料の額に円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。
- 5 使用面積が1平方メートル未満の場合は、1平方メートルとして計算する。
- 6 この使用料には、附帯設備及び共用施設並びに冷暖房使用料を含む。
- 7 電気、ガス、水道、下水道及び電話の使用料は、別に実費を徴収する。
- 8 その他の目的外の占用料については、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例をここに公布する。

平成23年12月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第24号

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第90条第6項及び第90条の2第1項の規定に基づき、亀岡市における国営土地改良事業（以下「国営事業」という。）の負担金及び特別徴収金（以下「負担金等」という。）を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の徴収)

第2条 市長は、法第90条第5項の規定により国営事業に要した費用の一部を負担するときは、当該国営事業によって利益を受ける者で当該国営事業の施行に係る地域内にある土地につき法第3条に規定する資格を有するもの（以下「受益者」という。）から当該負担した費用の一部を負担金として徴収する。

(負担金の額)

第3条 前条の規定による受益者に対する負担金の総額は、法第90条第5項の規定により市が負担する負担金の額の範囲内において、市長が定める。

2 受益者の負担金の額は、前項に規定する負担金の総額を受益者の受益に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額を基準とし、市長が受益者の受益の程度を考慮して定める

額とする。

(負担金の徴収方法)

第4条 市長は、前条第2項に規定する負担金について、元利均等年賦支払の方法（次項に規定する据置期間中の各年度に係る利息については、当該年度支払の方法）により徴収する。ただし、受益者の申出があるときは、その負担金の全部又は一部について一時支払の方法により支払わせることができる。

2 前項に規定する元利均等年賦支払の場合における負担金の支払期間は、15年（据置期間3年を含む。）とし、利率は年5パーセントとする。

3 前項の支払期間は、当該国営事業が完了した年度（当該国営事業によって生じた施設で当該国営事業が完了するまでの間において農林水産大臣が管理しているものにつき国が法第88条第1項の規定により災害復旧を併せて行ったときは、当該国営事業及び当該災害復旧の全てが完了した年度。以下同じ。）の翌年度から起算する。

(負担金の納期)

第5条 第3条第2項に規定する負担金の納期限は、毎年度3月31日とする。ただし、納期限が土曜日又は日曜日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、その日以降最初に到来する日曜日等でない日を納期限とする（以下同じ。）。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項ただし書の規定により受益者が負担金の全部又は一部について一時支払の方法による納付を申し出た場合における当該方法により納付する額の納期限は、その都度、市長が定めるものとする。

(負担金の減免等)

第6条 市長は、天災その他特別な理由がある場合において、特に必要があると認めるときは、負担金を減額し、若しくは免除し、又は

その徴収を猶予することができる。

(特別徴収金の徴収)

- 第7条 市長は、受益者が国営事業の施行に係る地域内にある土地を、当該国営事業の工事の完了につき、法第113条の2第3項の規定による公告があった日（その日前に、農林水産大臣が当該土地を含む一定の地域について当該国営事業によって受ける利益の全てが発生したと認めてその旨を公告したときは、その公告した日）以後8年を経過する日までの間に、当該国営事業の計画において予定した用途以外の用途（土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）第53条の8又は令附則第9項で定める用途を除く。以下「目的外用途」という。）に供するため所有権の移転等（所有権の移転又は地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下同じ。）をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合（当該土地を目的外用途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。）には、一時的に目的外用途に供するため所有権の移転等をした場合、目的外用途に供するため所有権の移転等をす際に既に当該土地が災害等により当該国営事業による利益を受けていないものとなっている場合及び令第53条の9各号のいずれかに該当する場合を除き、その者から特別徴収金を徴収する。
- 2 前項の規定により徴収する特別徴収金の額は、当該国営事業に要した費用の総額を受益者の受益に係る土地の面積に応じて割り振って得られる額を基準とし、市長が受益者の受益の程度を考慮して定める額とする。
- 3 市長は、目的外用途に供した土地の面積が指定する面積を超えない場合その他特に納付の必要がないものとして認めたときは、第1項に規定する特別徴収金の徴収を免除するこ

とができる。

- 4 第1項の規定により市長が徴収する特別徴収金は、一時支払の方法により支払わせるものとし、その納期限は、その都度、市長が定めるものとする。

(負担金等の督促等)

第8条 負担金等を納期限までに納付しない者がある場合の取扱いについては、亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）の定めるところによる。

- 2 前項の規定により督促を受けた者が督促状に指定する期限までに納付すべき負担金等を納付しない場合は、当該負担金等並びにこれに係る督促手数料及び延滞金について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定により、地方税の例による滞納処分を行うことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(亀岡市耕地事業等分担金徴収条例の一部改正)

- 2 亀岡市耕地事業等分担金徴収条例（昭和41年亀岡市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第90条第6項、第7項、」を削る。

「揭示済」

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市条例第25号

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例の一部を改正する条例

亀岡市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例（平成21年亀岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

「揭示済」

規 則

亀岡市総合計画進行管理部会設置規則をここに公布する。

平成23年12月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第32号

亀岡市総合計画進行管理部会設置規則

（設置）

第1条 亀岡市総合計画審議会条例（昭和43年亀岡市条例第3号）第6条の規定に基づき、亀岡市総合計画審議会（以下「審議会」という。）に亀岡市総合計画進行管理部会（以下「部会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 部会は、亀岡市総合計画の策定及び円滑な推進に資するため、計画の進行管理に関する事項について評価及び検証を行う。

（組織）

第3条 部会は、審議会の委員のうちから審議会の会長が指名する委員8人以内で組織する。

2 委員の任期は、審議会の委員の期間とする。
（部会長及び副部会長）

第4条 部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選によって定める。
- 3 部会長は、会務を総理し、部会を代表する。
- 4 副部会長は、委員のうちから部会長が指名する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を

代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、企画管理部夢ビジョン推進課において行う。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

「揭示済」

亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則をここに公布する。

平成23年12月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第33号

亀岡市国営土地改良事業負担金等
徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例（平成23年亀岡市条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関

し、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の決定通知)

第2条 市長は、条例第3条第2項の規定により徴収する負担金の額を定めたときは、亀岡市国営土地改良事業負担金決定通知書（別記第1号様式）により、条例第2条に規定する受益者（以下「受益者」という。）に通知するものとする。

(負担金の支払)

第3条 受益者は、条例第4条第1項の規定により負担金の支払方法を選択し、亀岡市国営土地改良事業負担金償還方法届出書（別記第2号様式）により市長に届け出なければならない。

2 前項で届け出た方法による負担金の支払後に負担金の残額がある場合において、当該負担金額の全部又は一部について一時支払の方法により支払いをしようとするときは、亀岡市国営土地改良事業負担金一時支払届出書（別記第3号様式）により市長に届け出なければならない。

(負担金の免除及び徴収猶予)

第4条 条例第6条の規定により負担金の減額若しくは免除又は徴収の猶予を受けようとする者は、事前に市長に申し出なければならない。

(特別徴収金の徴収)

第5条 市長は、条例第7条第2項に規定する特別徴収金の額を決定したときは、亀岡市国営土地改良事業特別徴収金決定通知書（別記第4号様式）により、特別徴収金の徴収を受ける者に通知するものとする。

(特別徴収金の免除)

第6条 条例第7条第3項の規定により特別徴収金の徴収の免除を受けようとする者は、事前に市長に申し出なければならない。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事

項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に際し、負担金の支払に係る準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(出納員及びその他の会計職員設置規則の一部改正)

- 3 出納員及びその他の会計職員設置規則（昭和39年亀岡市規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表中40の項を41の項とし、27の項から39の項までを1項ずつ繰り下げ、26の項の次に次のように加える。

27 国営土地改良事業負担金等の収納の一部	国営事業推進課長	国営事業推進課担当職員	
-----------------------	----------	-------------	--

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

様

亀岡市長

国

第2号様式(第3条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住所 _____

氏名 _____ (印)

連絡先 _____

亀岡市国営土地改良事業負担金決定通知書

国営土地改良事業負担金の額を次のとおり決定しましたので、亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則第2条の規定により通知します。

記

1 事業名

亀岡市国営土地改良事業負担金償還方法届出書

2 負担金の額

(1) 負担額

事業区分	対象となる土地の面積	負担金額(元金)
区画整理	m ²	円
農地造成	m ²	円
計	m ²	円

1 負担金の対象面積 _____ m²

2 負担金の総額(元金) _____ 円

(2) 年償還額

償還年度	年別償還額	負担金額
1年目	円×1年間	円
2年目～3年目(2回)	円×2年間	円
4年目～15年目(12回)	円×12年間	円
その他		円
負担金総額		円

3 償還方法について

(1) 全額、繰上償還(一時支払)を要望する。(一括繰上償還)

(2) 一部の額について、繰上償還(一時支払)を要望する。(一部繰上償還)

(3) 全額、規定償還(支払期間を15年(据置期間3年を含む)、利率を年5.0%とする元利均等方式)を要望する。(規定償還)

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市を被告として(訴訟において亀岡市を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

第3号様式 (第3条関係)

年 月 日

(宛先) 亀岡市長

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

連絡先 _____

亀岡市国営土地改良事業負担金一時支払届出書

1 負担金の対象面積 _____㎡

2 負担金の総額 (元金) _____円

3 負担金の残額		
これまでに支払った負担金の額 (元金)	円	円
一時支払をしようとする額 (元金)	円	円
負担金の残額 (元金)	円	円

4 一時支払の期日 _____年 月 日

第4号様式 (第5条関係)

年 月 日

様

亀岡市長 印

亀岡市国営土地改良事業特別徴収金決定通知書

事業の施行区域内の土地を、目的外用途に供した事及び目的外用途に供するため所有権の移転等をしたことに伴う特別徴収金の額を次のとおり決定したので、亀岡市国営土地改良事業負担金等徴収条例施行規則第5条の規定により通知します。

記

1 事業名		
2 特別徴収金の対象の土地	所在地	面積
		㎡
		㎡
		㎡

3 特別徴収金の額 _____円 (内訳)

(教示)

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、亀岡市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日(上記1の申立てをした場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、亀岡市長を被告として(訴訟において亀岡市長を代表する者は、亀岡市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

「揭示済」

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年12月28日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第34号

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成21年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項並びに第19条第5項及び第6項中「すべて」を「全て」に改める。

附則第3項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第194号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成23年12月1日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町東町区」

1 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 福島 美樹

(2) 変更年月日

平成23年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

2 事務所の変更

(1) 所在地

亀岡市河原林町河原尻東垣内59番地1

(2) 変更年月日

平成23年12月1日

(3) 変更理由

所在地の錯誤による変更

「揭示済」

亀岡市告示第195号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年12月7日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0804-51009

- 1 保 険 者
 亀岡市（26-007-5）
 京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
 平成23年12月1日
- 3 無効になる日
 平成23年12月7日

「揭示済」

亀岡市告示第196号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年12月9日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類
 平成23年度市民税・府民税の決定
 または変更通知書

- 2 送達を受けるべき者の住所、氏名
 省略

- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第197号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成23年12月12日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類
 平成23年度軽自動車税納税通知書

2 送達を受けるべき者の住所、氏名または名称

	住 所	氏名または名称
1	省略	省略
2	省略	省略
3	省略	省略
4	省略	省略
5	省略	省略
6	省略	省略
7	省略	省略
8	省略	省略
9	省略	省略
10	省略	省略
11	省略	省略
12	省略	省略
13	省略	省略
14	省略	省略
15	省略	省略
16	省略	省略
17	省略	省略
18	省略	省略
19	省略	省略
20	省略	省略
21	省略	省略
22	省略	省略
23	省略	省略
24	省略	省略
25	省略	省略
26	省略	省略
27	省略	省略
28	省略	省略
29	省略	省略
30	省略	省略
31	省略	省略
32	省略	省略

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第198号

亀岡市税条例（昭和30年亀岡市条例第39号）第34条第1項第3号の規定により、以下の者に対する寄附金で平成23年1月1日以降に支出されたものを、市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金として指定したので、亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）第19条の3第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成23年12月12日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 寄附金受領者の名称
公益社団法人亀岡市シルバー人材センター
- 2 主たる事務所の所在地
亀岡市安町釜ヶ前80番地
亀岡市厚生会館内

「揭示済」

亀岡市告示第199号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成23年12月13日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0506-63019

- 1 保険者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成23年4月1日
- 3 無効になる日
平成23年12月13日

「揭示済」

亀岡市告示第200号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年12月16日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住所 省略
- 2 氏名 省略
- 3 消除理由 実態調査に基づく職権消除

「揭示済」

亀岡市告示第201号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成23年12月20日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

JR亀岡駅前自転車放置禁止区域

JR馬堀駅前自転車放置禁止区域

JR並河駅前自転車放置禁止区域

JR千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成23年12月20日（火）

午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 19台

5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。

② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。

③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先

まちづくり推進部 桂川・広域交通課

電話 (25) 5083

「掲示済」

亀岡市告示第202号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年12月21日

亀岡市長 栗山正隆

1 住所 省略

2 氏名 省略

3 削除理由 実態調査に基づく職権削除

「掲示済」

亀岡市告示第203号

ガレリアかめおか目的外使用許可取扱要領（平成10年亀岡市告示第120号）の一部を次のように改正する。

平成23年12月22日

亀岡市長 栗山正隆

第2条を削る。

第3条中「前条の施設」を「目的外使用を許可する施設（以下「目的外施設」という。）」に改め、同条を第2条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り上げる。

別記第1号様式中「第3条関係」を「第2条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

別記第2号様式中「第4条関係」を「第3条関係」に改める。

別記第3号様式中「第5条関係」を「第4条関係」に、「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第204号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成23年12月26日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市まちづくり推進部道路河川課において平成23年12月27日から平成24年1月9日まで一般の縦覧に供する。

平成23年12月26日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 路線番号 18282
- 2 路線名 馬堀停車場篠線
- 3 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市篠町馬堀池ノ下1番1先から 亀岡市篠町篠見晴7番1先まで	20.00m 25.00m	320.00m	

「揭示済」

亀岡市告示第205号

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、次の者を住民基本台帳から職権削除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成23年12月27日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 住 所 省略
- 2 氏 名 省略
- 3 削除理由 実態調査に基づく職権削除

「揭示済」

訓 令

亀岡市訓令第8号

庁中一般

亀岡市USBメモリ等取扱要綱を次のように定める。

平成23年12月22日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市USBメモリ等取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、亀岡市情報セキュリティポリシー（平成16年亀岡市庁達第2号）に基づく行動のうち、USBメモリ等の取扱いについて必要な事項を定めることにより、USBメモリ等によるセキュリティに関する事故及び事件を未然に防止することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「USBメモリ等」とは、コンピュータのUSBコネクタ等に接続して使用する持ち歩きが可能な記録媒体（サーバの情報を保存するためのものを除く。）をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱で使用する用語の意義は、亀岡市情報セキュリティポリシーにおいて使用する用語の例による。

（使用の承認等）

第3条 セキュリティ責任者は、USBメモリ等を使用しようとするときは、USBメモリ等使用申請書（別記第1号様式）をネットワーク管理者に提出し、その承認を受けな

ればならない。この場合において、承認する期間は、当該年度内とする。

2 前項の規定により使用するUSBメモリ等は、暗号化及びパスワードによる認証をすることができるものでなければならない。

3 USBメモリ等は、外部に持ち出してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、セキュリティ責任者は、その持ち出しを職員又は守秘義務を明記した契約等を締結した外部業者に行わせるとともに、USBメモリ等の物理的な保護措置の指示を出し、USBメモリ等管理台帳（別記第2号様式）に記載し、許可を与えることができる。

(1) 所属する課等以外に情報を持ち出す必要がある場合

(2) 国、府及び委託業者等の外部の者との情報の交換が必要な場合

(3) その他特に必要と認められる場合
(USBメモリ等の管理)

第4条 セキュリティ責任者は、USBメモリ等を使用しないときは、施錠した場所に保管し、かつ、類推されにくいパスワードを設定するなど、紛失又は盗難を防止する措置を講じなければならない。

(報告)

第5条 セキュリティ責任者は、USBメモリ等を紛失し、又は盗難にあった場合は、直ちにその状況を調査し、必要な措置を講じるとともに、その旨をネットワーク管理者に報告しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年2月1日から施行する。

(亀岡市情報セキュリティ運用管理規程の一部改正)

2 亀岡市情報セキュリティ運用管理規程（平成16年亀岡市訓令第21号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「重要性分類Ⅰ」を「、重要性分類Ⅰ」に改め、「記録媒体」の次に「（サーバの情報を保存するためのものに限る。次項、第14条及び第17条において同じ。）」を加える。

別記第1号様式（第3条関係）

USBメモリ等使用申請書

年 月 日

ネットワーク管理者 様

申請課

当課でUSBメモリ等を使用したいので申請します。

記

装置種類	(メーカー)	(型番)		
使用期間	年 月 日 ~		年 月 日	
使用目的				
管理責任者（職・氏名）				
	申請課	課長		

申請課 様
USBメモリ等の使用を承認します。
(管理番号 No.)
年 月 日
ネットワーク管理者
電子計算機担当課
課長

- ※ USBメモリ等は、セキュリティ機能付きでなければ承認できません。事前に電子計算機担当課へ確認して下さい。
- ※ USBメモリ等は、セキュリティ責任者（所属長）の許可がなければ外部に持ち出すことはできません。
- ※ 申請書とともにUSBメモリ等を持参して下さい。

第2号様式 (第3条関係)

USBメモリ等管理台帳

持ち出し日	返却予定日	USBメモリ等 管理番号	持ち出し場所	持ち出し情報の種別 及びファイル数	申請者印	セキュリティ責任者	
						許可印	返却確認印
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他() ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他() ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他() ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他() ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他() ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他() ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他() ファイル数:			
				ワード・エクセル・PDF・ 画像・その他() ファイル数:			

○USBメモリ等を外部に持ち出す際は、その都度この台帳に記載し、セキュリティ責任者の許可を得ることとする。
○使用後は、速やかにUSBメモリ等に保存されたデータの削除を行い、セキュリティ責任者に報告し返却することとする。

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第71号

狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）
第6条第7項の規定により、捕獲犬の抑留につ
いて通知を受けたので、同条第8項の規定によ
り公告する。

平成23年12月1日

亀岡市長 栗山正隆

記

- 1 捕獲日時 平成23年11月30日
午後3時30分頃
- 2 捕獲場所 亀岡市東別院町小泉桜塚地内
- 3 種 類 雑種
- 4 毛 色 薄茶
- 5 性 別 雄
- 6 体 格 中
- 7 犬の鑑札 なし
- 8 注射済票 なし
- 9 その他 布製赤色首輪

（注意）公告期間満了の日の翌日（平成23年
12月4日）までに引取りのないときは
処分されます。

（連絡先）京都府南丹保健所環境衛生室
電話番号0771-62-4754

「揭示済」

亀岡市公告第72号

平成23年亀岡市公告第62号に基づき募集
した広告付き番号案内表示機設置事業者が、次
のとおり決定したので公告する。

平成23年12月2日

亀岡市長 栗山正隆

採用決定事業者

愛知県津島市東柳原町五丁目5番地1
長田広告株式会社

「揭示済」

亀岡市公告第73号

平成23年亀岡市公告第32号に基づき実施
した本市職員採用試験の結果、次のとおり合格
者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したの
で公告する。ただし、登録有効期限については、
平成25年4月1日までとする。

平成23年12月9日

亀岡市長 栗山正隆

（合格者受験番号）

・行政I

- | | | |
|------|------|------|
| 1004 | 1035 | 1038 |
| 1059 | 1068 | 1088 |
| 1089 | 1109 | 1111 |
| 1112 | 1125 | 1131 |
| 1138 | | |

- ・行政Ⅱ
2024 2035 2037
- ・行政Ⅲ
3006
- ・土木
4007
- ・保育士
5001 5012

「揭示済」

亀岡市公告第74号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年12月12日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名
管第23-12号 亀岡市公共下水道事業
曾我部汚水5号幹線その10布設工事

(2) 工事場所 亀岡市稗田野町奥条地内外

(3) 工事種別 土木工事

(4) 工事概要

工事延長 L=1073.30m

(昼間)

管布設工

VUΦ200	管路延長	562.00m
	管渠延長	548.65m
VUΦ150	管路延長	40.30m
	管渠延長	37.60m

DCIPΦ150	管路延長	55.10m
	(内水管橋L=22.12m)	
	管渠延長	52.38m
	(内水管橋L=22.12m)	
管架設工	DCIPΦ150(水管橋)	1式
人孔設置工	3号組立人孔	1箇所
	1号組立人孔	16箇所
	塩ビ人孔	2箇所
鋼製ケーシング設置工	Φ2000	1式
汚水柵設置工	塩ビ汚水柵	10箇所
取付管工		10箇所
付帯工		1式

(夜間)

管布設工

VUΦ200	管路延長	416.70m
	管渠延長	403.95m

人孔設置工	1号組立人孔	13箇所
	レジン人孔	5箇所

汚水柵設置工	塩ビ汚水柵	6箇所
取付管工		6箇所

付帯工		1式
-----	--	----

(5) 予定価格 84,266,700円
(入札書比較金額 80,254,000円)

(6) 工期 契約日の翌日から平成24年3月31日まで

(7) 部分払 無

(7) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(8) 中間前払金
請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。

(9) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

- (1) 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A1等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。
また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

- (2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

- (3) 手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものと

し、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年12月12日(月) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年12月12日(月) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年12月14日(水) 午前9時から午後5時まで 平成23年12月15日(木) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年12月16日(金) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年12月13日(火) 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年12月19日(月) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年12月20日(火)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年12月27日(火) 午前9時から午後5時まで 平成23年12月28日(水) 午前9時から午前11時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年12月28日(水) 午後1時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第75号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成23年12月13日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

(合併入札による)

①管第23-9号 亀岡市公共下水道事業
南桑中学校枝線その1布設工事

②上配替第4号 第5次拡張事業 稗田野
町太田地区配水管撤去工事

(2) 工事場所 亀岡市稗田野町太田地内

(3) 工事種別 土木工事

(4) 工事概要

①工事延長 L=384.50m

管布設工

VUΦ200 管路延長 95.50m

管渠延長 90.70m

HIVPΦ75 管路延長 289.00m

人孔設置工 2号組立人孔 1箇所

1号組立人孔 5箇所

汚水柵設置工 塩ビ汚水柵 3箇所

1号組立人孔 1箇所

取付管工 4箇所

付帯工 1式

マンホールポンプ設備工 1式

水中汚水ポンプ

Φ65mm 2.2Kw×2台

機械及び電気設備工一式

②配水管撤去

DCIPΦ500 L= 329m

バタフライ弁撤去 N= 1基

舗装復旧 A= 491㎡

(5) 予定価格 37,011,450円

(入札書比較金額 35,249,000円)

(6) 工期 契約日の翌日から平成24年3月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有(当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要)

(9) 中間前払金

請負金額500万円以上かつ工期150日以上(変更工期を含む)で前金払をしている工事については、中間前払(請負金額の20%以内)が請求できる。ただし、中間前払金の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる(保証事業会社の保証が必要)。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

(1) 平成23年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社(本店)を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事(土木工事)が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

(※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成23年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。た

だし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また承認をうけてから開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。)

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書 (別紙様式1)

(2) 配置予定技術者調書 (別紙様式2)

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者(入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円(建築一式は4,500万円)未満の場合は主任技術者)は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接的かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。(恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。)

4 入札手続等

手続等	期間・期日・期限等	手続の方法等
入札参加資格確認申請書等の配布期間	平成23年12月13日(火) 午後1時から	共通事項2のとおり
設計図書等の閲覧期間	平成23年12月13日(火) 午後1時から	共通事項2のとおり
入札参加資格確認申請書等の受付	平成23年12月15日(木) 午前9時から午後5時まで 平成23年12月16日(金) 午前9時から午後5時まで	共通事項3のとおり
入札参加確認通知の送付	平成23年12月19日(月) 午後5時までに電子入札システムにより通知。	
質疑の受付	申請書等に関する質問 平成23年12月14日(水) 正午まで 設計図書に関する質問 平成23年12月20日(火) 午後3時まで	共通事項5のとおり
質疑の回答	申請書等に関する回答：随時 設計図書に関する回答 平成23年12月21日(水)	共通事項5のとおり
入札期間	平成23年12月26日(月) 午前9時から午後5時まで 平成23年12月27日(火) 午前9時から午後4時まで	共通事項6のとおり
開札日時	平成23年12月28日(水) 午前10時00分	電子入札システムによる

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 執行管理課
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第76号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次の場所において縦覧に供する。

平成23年12月15日

亀岡市長 栗山正隆

縦覧場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所経済部農政課

「揭示済」

亀岡市公告第77号

池ノ内・千歳地区活性化計画（変更）について、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）第5条第10項の規定により公表する。

平成23年12月20日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 公表する活性化計画
池ノ内・千歳地区活性化計画（変更）
- 2 公表場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市経済部国営事業推進課
- 3 公表期間
平成23年12月20日から
平成24年1月19日まで

「揭示済」

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第25号

地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年12月16日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

1 監査の種類 平成23年度財政援助団体監査

2 監査の対象及び範囲

財団法人亀岡市清掃公社の次の財政援助に係る出納その他の事務並びに環境市民部環境事業課の同財政援助に係る事務の執行について

平成22年度財団法人亀岡市清掃公社運営補助金（し尿収集運搬）	50,323,762円
平成22年度財団法人亀岡市清掃公社運営補助金（ごみ収集運搬）	318,603,759円
平成22年度財団法人亀岡市清掃公社運営補助金（若宮工場運転管理）	68,120,272円

3 監査の期間 平成23年9月12日から平成23年11月24日まで

4 監査の方法 団体及び関係課から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づき、関係職員から事務の執行状況を聴取し監査を実施した。

5 団体及び補助金の概要

(1) 団体の概要

ア 設立の目的・事業

財団法人亀岡市清掃公社（以下、「清掃公社」という。）は、亀岡市における清掃事業等を合理的かつ能率的に行うとともに、その公共性を確保し、もって市民の生活環境の向上に寄与することを目的とし、主に次の事業を行っている。

- ・し尿の収集運搬業務
- ・し尿処理施設の管理運営業務
- ・ごみの収集運搬業務

イ 組織（平成23年3月31日現在）

役員	理事長	1人	副理事長	1人
	常務理事	1人	理事	5人
	監事	2人		
事務局	事務局長	1人（兼務）	課長	5人
	課長補佐	1人	係長	9人
	主任・業務主任	23人	係員	20人
	再雇用	3人	非常勤嘱託	4人

※常務理事は事務局長を兼務

ウ 主な事業実施状況（平成22年度実績）

・し尿収集運搬業務

公共下水道や地域下水道事業の普及により年々業務量が減少し、作業場所の点在化が進み作業効率が毎年悪化していくが、随時収集計画の見直しを図り効率的な収集に努めた。

年間延べ汲取便槽数は18,394ヶ所（対前年度比4.2%減）、収集量は5,472.7kℓ（対前年度比5.4%減）であった。

・ごみ収集運搬業務

ごみ収集運搬業務のうち、燃やすごみの収集量は15,133.9 t（対前年度比2.6%減）、埋立ごみ収集量は1,727.7 t（対前年度比4.0%増）であった。資源ごみのうち、空きビン収集量は789.6 t（対前年度比0.1%減）で、前年度に比べ1.0 t 減少し、空きカン収集量は228.4 t（対前年度比3.2%減）で、前年度に比べ7.5 t 減少した。粗大ごみ収集量は145.2 t（対前年度比6.1%増）、使用済み乾電池収集量は12.3 t で（対前年度比0.4%増）、可燃性粗大ごみ等の破碎ごみ運搬量は380.6 t（対前年度比51.6%増）であった。

・施設（若宮工場）管理業務

各処理工程の機器類について、法定並びに取り扱い基準に基づく定期点検及び整備を実施した。

全体の搬入量は、18,525.6kℓで前年度に比べ1,619.1kℓ（8.0%）減少し、年間平均処理量は50.8kℓ／日であった。

(2) 補助金の概要

平成22年度に亀岡市から清掃公社へ交付された補助金総額は437,047,793円で、補助対象事業及びその内訳は次のとおりである。

（単位：円）

補助対象事業等	事業費	補助金	補助内訳	
し尿収集運搬業務に係る人件費補助	50,323,762	50,323,762	報酬	1,774,490
			給料（7人ほか）	23,301,142
			手当	14,894,981
			法定福利費	6,101,697
			積立金	4,251,452

ごみ収集運搬業務に係る人件費補助	318,603,759	318,603,759	報酬 給料(44人ほか) 手当 法定福利費 積立金	5,914,968 140,052,117 107,491,691 41,454,593 23,690,390
若宮工場運転管理業務に係る人件費補助	68,120,272	68,120,272	報酬 給料(7人ほか) 手当 法定福利費 積立金	7,733,279 27,563,970 17,244,889 7,535,344 8,042,790

※報酬は、理事長、常務理事、非常勤嘱託ほか10人に係るもの

※給料には、管理事務職員4人分を含む

6 監査の結果

監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。

なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

(1) 亀岡市清掃公社に対する監査の結果

財団法人亀岡市清掃公社運営補助金にかかる実績報告書の提出において、平成22年度補助事業が完了する前に実績報告書が提出されていた。

財団法人亀岡市清掃公社運営補助金交付要綱第8条には、補助事業が完了したときは速やかに実績報告書を市長に提出しなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

(2) 環境市民部環境事業課に対する監査の結果

財団法人亀岡市清掃公社運営補助金の確定事務において、平成22年度補助事業が完了する前に提出された実績報告書を受理し、交付確定がなされていた。

財団法人亀岡市清掃公社運営補助金交付要綱第8条にある、清掃公社理事長は補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出しなければならないとする規定に基づき、同交付要綱第9条において、実績報告書を受理したときはその内容を速やかに審査し、適当と認めるときは補助金額を確定すると規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

「揭示済」

亀岡市監査公表第26号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成23年12月22日

亀岡市監査委員 大西 鎮雄

亀岡市監査委員 藤本 弘

1 定期監査の結果について

- (1) 監査の期間 平成23年9月16日～平成23年11月24日
- (2) 監査対象課 環境市民部（環境政策課、環境事業課、市民課、保険医療課）
- (3) 監査の対象 監査対象課に係る平成23年度の財務に関する事務の執行について
- (4) 監査の方法 財務に関する事務の執行について、関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、関係各課長等への質問調査を行った。
- (5) 監査の結果 監査の結果は次の事項を除いては、おおむね適正であると認められた。
なお、監査執行の過程において口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

ア 環境政策課

特に指摘する事項はなかった。

イ 環境事業課

- (ア) 目的外使用許可物件の占用料において、年度当初に会計年度単位で定めた占用料の納期限が4月28日となっていた。

財務規則には、会計年度単位で定めた収入金の納期限は、その年度の4月末日とし、指定すべき日が休日にあたるときはその翌日としなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

- (イ) 目的外使用許可事務において、許可申請書に使用期間が記載されていないものがあつた。

財務規則には、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的ほか財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと規定されている。

規定に基づき適正な事務処理をされたい。

ウ 市民課

自動車臨時運行許可証交付事務において、申請書に押印がないもの、紛失等における実費弁償の徴収がされていないものがあつた。

自動車臨時運行許可に関する規則には、番号標を亡失し、又はき損した者は、実費弁償をしなければならないと規定されている。

番号標の管理及び適切な債権の管理をされたい。

エ 保険医療課

特に指摘する事項はなかった。

以上が、環境市民部に係る平成23年度の財務に関する事務の執行について監査した結果である。

◎総括事項

今年度の監査にあたっては主に次の事項を主眼において実施した。

監査の主眼

- ・財務に関する事務の執行が適正に行われているか。
- ・予算執行が計画的にかつ効果的に進められているか。
- ・事務事業の執行において経済性、効率性を重視しているか。

今回の監査対象部において、財産管理における現金等の保管状況については、おおむね適正に管理されていたが、備品台帳の整備において、未だ台帳に記載不備等が見受けられるので、適正な備品管理の徹底に努められたい。

今後も開かれた市政の推進と更なる効率的な行政運営の確立を目指し、内部統制を常に点検し、各課においては全ての事務事業における事業効果を検証したうえで、市民福祉の増進に努められることを強く望むものである。

2 行政監査の結果について

(1) 監査のテーマ 随意契約事務について

(2) 監査の目的

随意契約とは、競争入札の方法によらないで、地方公共団体が任意に選定した特定の者を相手として締結する契約のことである。

随意契約は、競争入札を原則とする地方公共団体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法である。

随意契約は、一般競争入札又は指名競争入札に比べ手続きが簡略であること、また、契約の目的に適した業者を選定でき、履行の確実性が確保できるという利点がある。しかし、その運用を誤ると相手方の固定化を招き、しかも契約自体が情実に流され、公正を妨げる事態を生じさせるおそれがある。

については、随意契約の事務の内容を審査し、それら事務の適法性、公平性、効率性等を主眼に監査した。

(3) 着眼点

ア 関係法令等に基づき事務処理が適正にされているか。

(ア) 競争入札にすべきものはないか。

(イ) 随意契約の理由が記載されているか。

(ウ) 予定価格は設定されているか。

イ 業者見積もりによる場合、なるべく2人以上の者から見積書を徴しているか。

ウ 同様の業務内容に対して、契約間で積算単価に相違はないか。

エ 随意契約の理由は適正か。(地方自治法施行令第167条の2第1項の各号)

- (ア) 第1号 予定価格が規則で定める金額以下のもの。
- (イ) 第2号 性質又は目的が競争入札に適しないもの。
- (ウ) 第3号 特定の施設等から規則で定める手続きにより物品等を調達する契約をするとき。
- (エ) 第4号 特定の者が新商品として生産する物品を、規則で定める手続きにより買入れる契約をするとき。
- (オ) 第5号 緊急の必要によるもの。
- (カ) 第6号 競争入札に付することが不利なもの。
- (キ) 第7号 著しく有利な価格で契約できるもの。
- (ク) 第8号 入札者又は落札者がいないとき。
- (ケ) 第9号 落札者が契約を締結しないとき。

オ 一者特命の随意契約の場合、他の業者でもできる業務内容となっていないか。

カ 社会情勢の変化等に伴って随意契約の見直しがされているか。

- (4) 監査の対象 平成23年4月1日から同年8月31日までの間に締結した随意契約、又は、効力を有している随意契約のうち、1件30万円（工事請負契約については50万円）以上の随意契約（単価契約については、年間支出予定総額で判断した）。
- (5) 監査の期間 平成23年9月16日～平成23年11月24日
- (6) 監査対象課 環境市民部（環境政策課、環境事業課、市民課、保険医療課）
- (7) 監査の方法 監査対象課から提出された行政監査調書の中から、抽出を行い関係書類の提出を求め、関係各課長等への質問を行った。
- (8) 随意契約事務の状況

行政監査調書の集計結果の概要は次のとおりであった。

ア 課別随意契約状況について

環境市民部全体で随意契約の件数は、合計59件であった。各課の状況は表1のとおりである。

環境事業課が36件（61%）で最も多いが、その主な要因は、施設・設備の維持管理等に係る業務委託によるものであった。

表1 課別随意契約件数

課名	件数（件）	構成比（%）	内、1人から見積書徴した件数	
			件数（件）	構成比（%）
環境政策課	9	15.2	8	17.0
環境事業課	36	61.0	30	63.8
市民課	6	10.2	6	12.8
保険医療課	8	13.6	3	6.4
合計	59	100	47	100

イ 見積書を徴した人数について（法的根拠規定別）

随意契約における見積書の徴集については、財務規則において、「なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない」としている。

表2のとおり見積書を「1人」から徴しているものが最も多く全体の59件のうち、47件（79.6%）となっている。この47件のうち、法的根拠規定第2号が35件で74.5%、第6号が4件で8.5%であり他の条項を適用しているものが8件で17.0%となっている。

表2 見積書を徴した人数の法的根拠規定別件数（単位：件）

根拠規定 見積書を徴した人数	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号	複数	合計	構成比 (%)
1人	2	35	1	0	1	4	1	1	0	2	47	79.6
2人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
3人	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3.4
4人	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3.4
5人	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3.4
6人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
徴していない	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4	6.8
未記入	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3.4
合計	4	45	1	0	1	4	1	1	0	2	59	100

※複数とは、号数を複数適用しているものである。

- (9) 監査の結果 随意契約理由の記載状況、予定価格の設定内容及び随意契約の適用理由の適正について監査した結果、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善、検討を要する事項が認められた。

なお、監査執行の過程において、口頭により指導を行った軽易な事項については、今後の事務処理に留意されたい。

ア 随意契約理由が決裁書類に記載されているか。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令で明示されており、一般競争入札による以外はその理由がなければならない。

したがって、随意契約とする理由及び適用条項を決裁書類に記載するのが適当である。

しかし、決裁書類に適用理由が記載されていないものがあった。

[環境政策課]

施設・設備の業務委託において、決裁書類に随意契約とする理由の記載がされていなかった。

については、決裁書類に随意契約とする理由を記載されたい。

イ 予定価格は設定されているか。

予定価格とは、地方公共団体が契約を締結する場合にあらかじめ作成する契約価格の一応の基準となる価格である。

財務規則第116条第4項で一般競争入札の予定価格の設定規定（第110条第1項除く）に準じて予定価格を定めなければならないとしている。

また、第110条第4項で予定価格を定める場合においては、「当該物件又は役務の取引実例価格、需給の状況、履行の難易、契約数量の多少、履行期限の長短等を考慮しなければならない。」としている。

「予定価格の取扱いについて」（平成23年4月27日付け23執第1004号企画管理部長通知）で、3(2)予定価格の明示の方法①「(略) 予定価格調書を省略する場合においても、支出負担行為等において予定価格を明示するとともに、参考設計や参考見積りなど積算の根拠となるべき資料（設計者又は積算者及び検算者を明記すること）を付するものとする。」の規定がある。

競争入札の予定価格と随意契約の予定価格の異なる点は、次のとおりである。

- (ア) 見積書の提出者と必ず契約を締結しなければならないということではないこと
- (イ) 随意契約の予定価格は、競争契約の予定価格と違って、単なる契約基準にすぎないので、必ずしもこの制限内で契約を結ぶ必要がないこと
- (ウ) 価格だけで有利な者と契約をする必要がないこと

このように随意契約の性格からして予定価格の必要性というものは、競争入札の予定価格とは異なっているが、随意契約といえども地方公共団体にとって最も有利な者と契約することにおいてなんら変わるところはないので、予定価格を作成すべきである。

しかし、次のとおり予定価格が設定されていないものがあつた。

[環境政策課・環境事業課]

決裁に「委託料・業務委託料等」とあるものの、予定価格が記載されていなかった。

ついては、予定価格は契約価格の一応の基準となる価格であることを認識し、財務規則に基づき適切な予定価格を設定されるよう改善されたい。

ウ 随意契約の適用条項の理由は適正か。

随意契約によることができる場合については、地方自治法施行令第167条の2第1項の各号に規定されている。

地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び別表第五により、別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じて同表下欄に掲げる金額を超えない範囲内において地方公共団体の規則で定める金額以下の予定価格の契約を締結する場合には随意契約によることができる。

第1号で「規則で定める額を超えないもの」ということにした趣旨は、契約事務の簡略化という考えのもとに、契約金額の少額のものには競争入札に付さないで良いとしたものである。つまり、第1号に該当する場合には、第2号以下の各号に規定する要件を充足するかどうかについて判断をする必要はない。

しかし、次のとおり第1号と第2号以下の該当の号を適用しているものがあつた。

[環境政策課・環境事業課]

随意契約の適用条項において、第1号と第2号を適用していた。

また、第2号以下を適用しているものの中に、予定価格が第1号の金額の範囲内のものがあつた。

〔保険医療課〕

予定価格が第1号の金額の範囲内のものであるが、第2号を適用していた。

については、契約事務の簡略化の趣旨を理解し第1号に該当する場合は、第1号を適用されたい。

エ 総括事項

(ア) 随意契約事務について

a 随意契約は、競争の方法によらないで、任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法である。

随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令に該当するときに限り行うことができるもので、一般競争入札を原則とする地方公共団体の契約の締結方法の例外であることを再認識しなければならない。

b 契約事務を行うにあたり、第1号で「予定価格が規則で定める金額を超えないもの」とした趣旨は、契約事務の簡略化という考えのもとに、契約金額の少額のもの競争入札に付さないで良いとしたものである。この趣旨を理解し予定価格が財務規則で定めた金額以下であれば第1号を適用し事務の簡略化を図られたい。

(イ) 公平性、経済性の追求について

特命随意契約の場合においては、競争を通じた妥当性の検証が期待できないことからより慎重かつ厳正な運用を求められる。

「本当にその業者でしか受注できないのか」等法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに他社を排除しその1者を選定した具体的理由についても妥当性を判断するに足りる適切な理由を明確にし、透明性、公平性に留意されたい。

また、これらの契約事務執行にあたって、前例どおり同様の決裁を行うのではなく、仕様書の内容の精査、予定価格の適正な設定、見積書徴集時には積算根拠がわかる見積書を徴収する等工夫し常にコスト意識を持ち経済性を追求されたい。

なお、昨年度に引続き随意契約事務について行政監査を実施し、他の部署においても契約事務全般にわたり適時点検するよう指導したところである。

しかしながら、昨年度と同様の指摘事項が見受けられた。

については、適正な契約事務の執行となるよう徹底を図られたい。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第107号

亀岡市条例の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数及び亀岡市の事務の執行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

1,496人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第108号

亀岡市議会の解散請求に要する有権者総数の3分の1の数並びに亀岡市の市長、副市長、教育委員、選挙管理委員、監査委員及び亀岡市議会議員の解職請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成23年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

24,928人

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第109号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付する請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成23年12月2日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 西田 勝

12,464人

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第17号

亀岡市下水道排水設備指定工事業者指定の告示

平成23年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市下水道排水設備指定工事業者として指定したので、亀岡市下水道排水設備指定工事業者規程第15条第1号の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成23年12月14日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名		住所
271	大橋設備工業	代表	大橋 良弘	京都市南区上鳥羽堀子町78番地
272	株式会社 山一工業所	代表取締役	山口 貴史	京都市中京区西ノ京中御門西町56番地

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第18号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成23年12月14日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

1 指定した日

平成23年12月14日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
259	株式会社 山一工業所	代表取締役 山口 貴史	京都市中京区西ノ 京中御門西町56 番地
260	大橋設備工業	代表者 大橋 良弘	京都市南区上鳥羽 堀子町78番地

「揭示済」

市立病院欄

規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年12月28日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

亀岡市病院事業管理規程第7号

亀岡市立病院職員の給与に関する
規程の一部を改正する規程

亀岡市立病院職員の給与に関する規程（平成16年亀岡市病院事業管理規程第26号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項を次のように改める。

2 12月29日から翌年1月3日までにおいては、当直の勤務1回につき、次の各号に掲げる額を前項の規定による宿日直手当に加算して支給する。ただし、当直の勤務時間に満たない場合で、当該勤務時間が4時間を超えたときは、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額を支給する。

(1) 医師 15,000円

(2) 医師以外の医療職の職員 8,000円

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」